④　株式発行の効力発生日

上記①乃至③によるＢ種類株式の発行は、更生計画認可決定日の翌月の応答日から３ヶ月を経過した日の属する月の末日までの間で、当社が裁判所の許可を得て定めた日にその効力が生ずるものとし、Ｂ種類株式の割当対象となる一般更生債権者は、同日、Ｂ種類株式の株主となる。

第２節　その後の株式の発行

１　当社は、裁判所の許可を得て、第９章による変更後の定款６条に定める「発行可能株式総数」に満つるまで、株式を発行することができる。

２　当社は、裁判所の許可を得て、発行する株式の総数についての変更後の定款６条をさらに変更したうえ、上記１の定めを超える株式を発行することができる。

３　上記１及び２の場合における株式の割当ては、株主総会の特別決議を経ることなく、裁判所の許可を得て、管財人が行う。

第３節　配当の制限

更生手続中は、株主に対する配当を行わない。

第７章　弁済資金の調達方法等

第１節　弁済資金の調達

換価予定資産にかかる更生担保権の弁済資金は、担保不動産等の売却処分による売取金等による。

それ以外の更生担保権及び一般更生債権の弁済資金は、営業収益金、手元資金、必要な場合に裁判所の許可を得て行う借入金等をもってこれに充てる。

資金計画の内容は、別表６「弁済資金計画表」記載のとおりである。

第２節　予想超過収益金の使途

予想超過収益金が生じた場合は、更生計画の遂行上必要かくべからざる運転資金及び必要設備の投資に充てる。

第３節　共益債権とその弁済方法

１　支払共益債権

更生手続開始決定日から平成21年６月30日までに支払った共益債権は総額9,552,608千円である（別表14「共益債権支払実績及び未払残高表」）。

２　未払共益債権

平成21年６月30日現在の未払共益債権は、総額6,425,743千円である（別表14「共益債権支払実績及び未払残高表」）。

３　共益債権の弁済方法

上記２記載の未払共益債権及び平成21年７月１日から更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、営業収益金その他をもって支払う。

第８章　担保権等の措置

第１節　担保権等の処理

１　存続する担保権

⑴　担保権の存続

当社の財産上に存する担保権のうち、別表12―１「存続する担保権一覧表（預金）」、同12―２「同（換価予定不動産）」、同12―３「同（継続使用予定不動産・船舶）」、同12―４「同（リース）」及び同12―５「同（約束手形）」記載の担保権は、更生計画認可決定後も各表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。

⑵　根抵当権の元本確定

①　別表12―２「存続する担保権一覧表（換価予定不動産）」及び同12―３「同（継続使用予定不動産・船舶）」記載の担保権のうち、根抵当権の担保すべき元本は更生計画認可決定によって「新しい債権額」欄記載の額に確定する。

②　同表記載の根抵当権者は、当該根抵当権の元本確定登記の手続を行うこととし、当社から要請があった後２週間以内に、この登記手続に必要な一切の書類を当社に対し交付する。

⑶　抵当権及び根抵当権に関する変更登記手続等

別表12―２及び12―３記載の担保権者は、債権額又は極度額を、同表の「新しい債権額」欄記載の額に減額するための変更登記手続を行うこととし、当社から要請があった後２週間以内に、この登記手続に必要な一切の書類を当社に対し交付する。

２　存続しない担保権

当社の財産上に存する担保権のうち、上記１の「存続する担保権」以外の担保権は、更生計画認可決定により消滅する。

第２節　資産売却処分の場合の措置等

１　預金の取り崩し

⑴　当社は、別表12―１「存続する担保権一覧表（預金）」記載の担保権に対する第３章第１節１に定める弁済に充てるため、同表記載の預金を取り崩すことができ、同表記載の担保権は、取り崩しがなされたときに、弁済に充てた金額の範囲で当然に消滅する。

なお、別表12―１「存続する担保権一覧表（預金）」記載の預金に存する担保権の範囲は、元本及び開始決定日までの利息等に限定されるものであり、当該預金のうち、開始決定日以降の利息等は当社の財産として、当社に確定的に帰属する。

⑵　預金質権の抹消に関する手続

上記⑴により消滅する担保権者の権利者は、当社から要請があった後２週間以内に、当該担保権の目的たる預金払戻請求権に係わる預金証書又は預金通帳等、担保権の消滅に必要な書類を当社に交付しなければならない。

２　換価処分

⑴　当社は、裁判所の許可を得て、別表12―２「存続する担保権一覧表（換価予定不動産）」記載の不動産を、更生担保権の弁済資金の調達のために、売却処分し、また、更生計画遂行に必要な場合には、これら以外の資産を売却処分することができる。

⑵　担保権の消滅

裁判所の許可を得て、上記⑴の物件について、第３章第１節２記載の方法に従って売買契約が締結されたときは、その時点で当該物件上に存する担保権は当然に消滅する。

また上記物件につき、更生担保権者に対し、更生担保権額をもって代物弁済するときは、当該物件上に存続する担保権は、代物弁済した時点で当然に消滅する。

⑶　登記手続

①　上記⑵により消滅する担保権の更生担保権者は、当該担保権の抹消登記手続を行うものとし、当社から要請があった後２週間以内に、この抹消登記手続に必要な一切の書類を当社に対し交付しなければならない。

②　当社は、第３章第１節２⑵④ウにより代物弁済をなす場合、代物弁済にかかる不動産の所有権移転登記手続に必要な一切の書類を当該更生担保権者に対し交付しなければならない。

③　第３章第１節２⑵④アにより、換価予定の不動産にかかる更生担保権者が担保権を放棄したときは、当該更生担保権者は、当該担保権の抹消登記手続に必要な一切の書類を当社に交付しなければならない。

第３節　登記等の費用

本章による登記手続に要する登録免許税等の費用は、当社が負担する。

第９章　定款の変更

当社の定款の一部を別表16「定款新旧対比表」記載のとおり変更する。

第10章　役員等の選任

１　当社の現役員等は、更生計画認可決定日をもって、すべて退任する。

２　当社は、新役員として、次の者を選任する。

⑴　取締役

掛橋　隆晴　橋立　洋一　中田　文夫

⑵　監査役

髙島　　博

３　当社は、代表取締役として、次の者を選定する。

神奈川県横浜市都筑区北山田五丁目７番１―1105号　掛橋　隆晴

４　当社は、会計監査人を、更生計画認可決定後速やかに、管財人において、裁判所の許可を得て選任する。